

令和２年９月議会

【主な質疑】

<議案>

<議案第１号 令和２年度千葉県一般会計補正予算（第６号）>

（質問）

ＰＣＲ検査体制強化について、今回の補正予算９６億円とのことだが、この補正によって全体でどの程度件数が増えるのか。また、その主な内訳はどうか。

今年７月１７日に締結した県と県医師会の集合契約により、これまでどのくらいの医療機関がＰＣＲ検査体制に協力しているのか。

（入江委員）

（回答）

ＰＣＲ検査体制の強化について、６月と今回の補正により、約１，８００件の検査の増加が見込まれ、トータルで４，７００件程度検査ができることとなる。内訳としては、帰国者・接触者外来が２１医療機関で約１，３５０件、検査協力医療機関が７医療機関で約４００件、民間の検査機関が１機関で５０件、トータル２９機関で１，８００件となる。

県と県医師会の集合契約について、新型コロナウイルスの検査を行った場合の検査費用患者自己負担分を公費で負担するための契約となっている。県医師会を地域医師会単位の医療機関取りまとめ機関とし、７月１７日付で県と県医師会で集合契約を締結した。参加する医療機関は地域の医療機関であるが、県医師会に委任状を提出することによって、集合契約の一員として加わることとなる。これまで３７件の医療機関が契約の上、検査を実施しているところであり、今後順次対象機関の拡大が図られるよう、県医師会と連携した対応をとっていく。

（館岡疾病対策課長）

（質問）

検査体制の拡充について、９月４日に国から発出されている事務連絡「次のインフルエンザ流行に備えた体制整備について」を受け、県の現在の準備状況と今後の進め方はどうか。

（入江委員）

（回答）

秋冬のインフルエンザとの同時流行に備え、地域のかかりつけ医等で診療と検査ができるよう、県医師会と協議をするほか、地区医師会の役員が集まる場所で説明をしているところである。

検査需用に関しては、これから10月末までに目標値を算定していくことになっている。
(館岡疾病対策課長)

(要望)

国の通知が9月4日に出され、10月中にさまざまな計画を出すことや、体制を整備すること等難題が出されているが、地域によって医療資源は異なり、かかりつけ医診療所で協力できる医療機関はどれだけあるのかといった懸念もある。佐倉市で8月から行政検査を引き受けたクリニックの先生から話を聞いているが、個人クリニックでは、感染防止のための動線の確保や、簡易検査のキットも、個人の判断ではなかなか手を挙げられない。医療機関が集まる医師会で、そういった体制をとる工夫をしていかなければならないと考えている。市町村を含めて連絡を密にいただき、感染拡大、同時流行に備えた体制を県としても取り組んでもらいたい。

(入江委員)

(質問)

国の通知の中では、様々なことを県が進めるような内容となっています。帰国者・接触者相談センターを改称して、(仮称)受診・相談センターにするような体制整備が求められています。

また、帰国者・接触者外来は、検査センター、地域のかかりつけ医との役割分担の再検討など、様々求められる中で、地区医師会との話し合いではありますが、実際、具体的に各地域の医師会への協力要請や検討状況について、具体的にどの程度進んでいるのか、教えていただきたい。

(入江委員)

(回答)

地区医師会の話ですが、県医師会を通じて地区医師会の皆様とも話し合う機会を設けていく形になります。

厚生労働省の事務連絡の中で、「多くの医療機関で相談・診療・検査を担う体制を構築していくことが重要となるため、必要に応じて、市区町村単位、二次医療圏単位での協議を行うこと」と書かれております。

検査を含めました外来診療体制の整備については、地域のかかりつけ医の皆様の協力が重要となることから、県医師会の皆様との意見交換を順次実施しているところですが、地域によって、協力いただける医療機関数の多い、少ないなど、そういった差が出てくるものと予測しているところです。

今後、病院・診療所に対して、医療機関としての指定について、順次意向調査を行っていく予定ですが、その状況に応じ、特に協議の場を設ける必要性が高い地域がありましたら、県

医師会・地区医師会・保健所・市町村とも相談しながら、対応を検討していきたいと考えております。

(横田健康福祉政策課副参事)

(要望)

国の通知が9月4日ということで、10月中に様々な計画を出すように、体制整備をするようにという難題が出されているわけです。

地域によって、医療資源も違いますし、協力できる医療機関は、果たしてどのくらいあるのかという懸念もあります。

地元の佐倉市で、行政検査を8月から引き受けたクリニックから話を聞いていますが、やはり個人のクリニックでは、感染防止のための動線の確保であるとは、簡易検査キットなどをやっているわけですが、そういったことも個人の診療所の判断では、なかなか手を上げられないのではないか。

医療機関の集まる医師会などで、こういった体制を全体としてとっていけるのか、例えば、休止している診療所を使って先生たちが輪番で入るとか、そういったような様々な工夫もしていかなければならないのではないかと考えております。

そういったことで連絡を市町村を含めて密にさせていただきまして、感染拡大、流行に備えた体制をしっかりと県としても取り組んでいただきたい。

(入江委員)

(質問)

個人防護具の関係であるが、今回の9月4日の同時流行に備えた通知の中で個人防護具の配布についても書かれていると思うが、かりつけ医等も含めた新たな支援はどのように行われるのか。

(入江委員)

(回答)

今後の季節性インフルエンザの流行に備えた検査体制の拡充にあたり、発熱患者を検査、診療するものとして指定される医療機関に対しては、検査に必要となる、サージカルマスク、ガウン、フェイスシールド、手袋について、これまでの配布とは別に、国から提供されることとされています。

県としては、国から提供されるマスク等を、検査のために必要となる使用量を見込んで、指定された医療機関に配布し、支援してまいります。

(萩野課長)

(要望)

そういった情報も地域のクリニックには十分に周知されていないという実情もある。少しでも多くの診療所、かかりつけ医の先生方にもご協力いただくためにも安心してそういった体制ができることを、県として後押ししていくようしっかりと伝えていただきたい。

(入江委員)

(質問)

10月中に国に計画を出す件について、帰国者・接触者外来をこれから地域のかかりつけ医にシフトしていくという方向性だが、具体的にどの程度の検査数が需要として見込まれるのか。

(入江委員)

(回答)

いろいろなデータの出し方があるが、これまでのインフルエンザの流行の程度を過去数年間遡る等、出し方について検討しているところである。今のところ数を出すには至っていない。

(館岡疾病対策課長)

(要望)

対策監から説明があったように、若い人や身近なところまで感染が広がっている状況なので、検査体制を目標値に向けて整えられるよう、医師会等と連携の上進めて頂きたい。

(入江委員)

(質問)

保健所の外部人材以外の職員配置について、来年度に向けて体制強化の検討段階に入っていると思うがどうか。

(入江委員)

(回答)

来年度の保健所体制については、人員配置や組織体制は現在検討中だが、感染症対策の強化などを図るために、保健師の採用予定人数を前年度8名程度であったところを令和2年度職員採用試験では29名程度と大幅に増員した。

今後の感染状況等を踏まえながら、県民ニーズに適切に対応できるよう体制強化に努めたい。

(健康福祉政策課長)

(要望)

外部人材の活用ということで今回の予算に入っているが、必要な人員配置については、更なる措置を含めて対応していただきたい。

(入江委員)」

(質問)

保健所は ICT 等の活用による業務改善が進められていると聞いているが、現場の実情はどうか。

(入江委員)

(回答)

「新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム」、いわゆる「HER-SYS (ハーシス)」の導入が行われており、千葉県においても 6 月 22 日から県内全保健所で運用を開始している。現在、医療機関での利用を促進している。発生届をファクシミリでいただいているところを、システム入力により画面で見ることができるようになることで、保健所の負担軽減が図られるものと考えている。

一方で、入力項目が多いなどシステムの使い勝手の悪さが課題となっていることから、国に対して改善を求めている。

(健康福祉政策課長)

(要望)

HER-SYS については、120 くらいの項目を入力しなければならず、医療機関で対応できないため、保健所が代わりに入力していると聞いている。ICT の導入については、県独自のシステムではなく、国のシステムを活用していくという方針であれば、更なる運用の改善を国に求めていただきたい。

(入江委員)

(質問)

生活福祉資金貸付事業推進費補助金の 86 億円の補正予算について伺う。これまでの申請、支給状況はどうか。2 点目として、総合支援資金貸付後の フォローの状況について、生活困窮者支援窓口や生活保護といった市町村の 窓口へのつながりの状況について伺う。

(入江委員)

(回答)

はじめに、生活福祉資金の申請、支給状況について、10 月 2 日時点で、貸付の申請が 54,009

件、約 177 億 8 千 7 百万円、貸付決定が 46,858 件、約 153 億 6 千 1 百万円という状況である。

貸付後のフォローの状況について、今回の特例貸付は貸付の迅速さを優先する観点から、通常、貸付の条件としている自立相談支援機関による支援は、必ずしも必須とはしないという取扱いとしているが、一方で、総合支援資金の原則の貸付期間である 3 か月を経過する際に、引き続き収入減が継続していて生活が困窮している方については、貸付期間の延長と併せて、自立相談支援機関による支援を重点的に行うこととしている。具体的には延長の受付の際に住居や就労の状況、健康状態、その他相談したい内容等を聴取の上で、利用できる支援制度の紹介や、他の支援機関へのつなぎなど対象者の状況に応じた指導助言を行っている。

(田中健康福祉指導課長)

(質問)

具体的な県内の状況について、件数や前年度と比べてどうかといった詳細な状況を教えてほしい。

(入江委員)

(回答)

件数について、延長と併せて自立相談支援機関による支援を行っている件数は、先週末現在で対象者は 5,318 人である。前年度のそういったものを含めた自立相談支援機関の相談件数としては、昨年度と比べて 2 倍から 3 倍といったかなり多い件数となっている状況である。

(田中健康福祉指導課長)

(質問)

昨年度の 2 倍、3 倍という状況でかなり厳しい状況が窺える。そういった中で、申請状況と給付状況を教えていただいたが、今後の貸付原資についてはこれまでの執行状況から見ると足りるのかどうか、その辺りの見通しについて教えていただきたい。

(入江委員)

(回答)

貸付原資の状況については、9 月末までに約 131 億円が執行済であり、この時点での貸付原資の残高は 26 億円となっているが、今回の 9 月補正予算での 86 億円予算計上している貸付原資の積み増しにより当面は対応可能と考えている。

(田中健康福祉指導課長)

(質問)

この特例制度は延長が行われてきたが、今後の国の方向性としては何か出ているか。

(入江委員)

(回答)

国では、9月の半ばに予備費の支出が決定されたことと併せて、特例貸付の受付期間が12月末まで延長されている。これについては、所要額について 足りなくなるということも考えられるので、予備費の使用の部分について国に対し必要な原資の手配を要望してまいりたいと考えている。

(田中健康福祉指導課長)

(要望)

国からも、こういった貸付資金で当面の困窮状態から脱することができない方には、福祉的な生活保護といった対応をしっかりと行うようにとのことで あり、県として市町村の窓口にこういったことを徹底していただきたい。

(入江委員)

(質問)

(1) 先ほどの答弁の中で、これから移行する方々の状況は分かったが、これまでセンターから移行して新たなところに移行した方、その保護者の感想はどうか。

(2) 移行にあたっては、支援員の方を加配することとなると思うがその状況について伺いたい。

(入江委員)

(回答)

(1) センターから移行された保護者の方からの意見について、平成25年の虐待事件時に更生園には90名の利用者がいたが、現在、38名の方が退所されている。

退所された方については、グループホーム17名、障害者支援施設9名などとなっている。

移行された後の状況については、県においても確認しているが、支援員も手厚く配置されており、きめ細かな支援がなされていることを確認している。

また、これまで移行された利用者の方、その保護者の方からは、移行先の支援に大きな不満があるなどの話は聞いておらず、概ね満足頂いているものと考えている。

(2) 支援員に加配についての補助は、強度行動障害のある方を受け入れることに伴う支援員の加配補助として、利用者1名に対し、日額14,430円を補助している。年間にする と約520万円、支援員1名分の人件費に相当する。

(原見障害福祉事業課長)

(質問)

(1) 重度の強度行動障害のある方への支援体制ということで、新たに「暮らしの場支援会議」を設置するとのこと。重度の強度行動障害を持つ方が安心して暮らせる場所を確保するための提案とのことだが、対象者をどのように考えているのか。

(入江委員)

(回答)

(1) 対象者については、市町村において、重度の強度行動障害のある方で在宅等で暮らしていて、グループホームや施設に入所することを希望し、待機している方を調査し、暮らしの場支援会議に入所調整等を依頼していただくこととなる。

依頼にあたっては、県から判定基準表を示しており、行動障害の状況や 頻度、支援度の困難さの項目などを市町村で判定していただくこととなる。現在市町村に調査を依頼している。

市町村から依頼のあった対象者は、今後、11月に設置予定の「暮らしの場支援会議」において、改めて実態調査を行い、必要な支援度などの判定を行っていく。

(原見障害福祉事業課長)

(要望)

平成25年に袖ヶ浦福祉センターで虐待死亡事件があり、その時に健康福祉常任委員会に所属していたが7年が経過した。いろいろな検討がなされたが、重い障害のある方が施設に集まるのではなく、地域のグループホームやケアハウスで暮らすという、そのような流れになり、この間、民間の施設に力添えをいただいたことに感謝申し上げたいし、前向きに評価したい。

重い障害を持っている方も、尊厳が守られ、ありのままに暮らしていける環境整備を行うことが県の新たな責務だと考えている。

一極集中ではなく、地域に障害のある方がいて、共生社会という視点で、県が責任と権限をもって進めていただきたいと強く願います。

(入江委員)

<諸般の報告>

(質問)

新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金について、支給状況はどのようなになっているのか。また、国に対する制度の改善要望は、どのように行っているのか。

(入江委員)

(回答)

慰労金の本県における執行状況ですが、本日10月7日時点で、2,351件、26億3,988万7,514円を、医療機関分として交付済みとなっています。

また、国に対しての要望ですが、医療機関からは、直接、制度改善等についての要望は伺っていませんが、県では、慰労金交付の対象期間である6月30日以降、新たに役割を担ってくださった医療機関等においても、その御協力に応じた金額の慰労金が交付されるよう、全国知事会を通じまして、対象期間の延長を要望しているといった状況でございます。

(田村医療整備課長)

(質問)

26億円余りということだが、想定していた対象や補正予算に照らして、どれくらい進捗しているのか。

また、国への要望については、対象期間の延長ということだが、支給対象の拡大については、どのように県としては考えているのか。

(入江委員)

(回答)

医療分の慰労金についてですが、想定されている施設数の約30パーセントに対して交付決定がされている状況です。

また、対象者についてですが、本慰労金の趣旨に合った方に適切に給付できるよう、周知してまいりたいと考えています。

(田村医療整備課長)

(質問)

知事会を通しての要望について、国からの方向性というか、改善の兆しはあるのか。

(入江委員)

(回答)

国の方には要望を行いまして、確認をしておりますが、今のところ明確な回答はございません。

(田村医療整備課長)

(要望)

ひとつ具体的な事例を挙げて、制度の改善の必要性についてお話しさせていただきたい。支給期間については1月末から6月末ということになっているが、7月、8月から第二波ということで、第一波を上回る感染者が増えているところ。何よりも、この慰労金の支給対象となる医療機関だが、PCR等の行政検査を行うという機関にしか(20万円が)支給されないと理解している。

どのような不都合が生じているかという点、3月、4月のまさに感染が拡大していく中で、保健所や帰国者・接触者外来等での対応が非常に厳しくなっていく、どうしても保健所が対応できないということで、地域の診療所に行政検査の検体採取であるとか、診療、入院調整も含めて依頼をしている。私の地元でそれを受けてきた診療所の方から、相談があった。慰労金については、直接的に患者に接した従事者については20万円給付されるが、直接接したにもかかわらず5万円の対象にしかないということであった。小さな診療所で、また、発熱したコロナの疑いのある患者を受け入れる診療所があまりない中、ある意味、保健所の無理をきいてくれた診療所が、こうした扱いになっている。この件については、担当室長にも話をし、国とやり取りをしてもらったが、制度の例外事例は認められないということで、残念な結果であった。

これからインフルエンザとの同時流行と言われる中で、地域のかかりつけ医、診療所にもいろいろな御協力をお願いしていくことになっているが、診療所にとって、非常に経営的にマイナスが大きい。また、感染リスクや医療従事者だけでなく診療所のスタッフの負担も非常に大きいところで、この慰労金について、国は、今回で終わりと思っているのかもしれないが、以前に増して、地域の医療現場は非常に厳しい状況にある。こうしたことを踏まえて、是非、国に対しては、制度の改善要望も含めて、期間の延長ということも、ぜひ声を上げていっていただきたい。

(入江委員)

(質問)

児童相談所支援システム開発、スマホ導入について、現在どのように進められているか。

(入江委員)

(回答)

児童相談所の新たなシステムの進捗については、9月にシステム導入の入札公告を開始したところである。公告期間が40日であるので、今後10月中旬に開札し、11月に契約、システムの稼働は令和4年2月上旬を見込んでおり、システム開発については順調に進んでいると考えている。

一方、公用スマートフォンについては、リースでの調達を予定していたが、昨年度発生した神奈川県での個人情報流出事件を発端とする情報セキュリティの強化が国から要請され、本県でもスマートフォン等の業務利用については「破棄及び賃貸終了時はデータ消去について、物理的な破壊を行うこと」と定めたことにより、スマートフォンを破壊することができないことから、リースによる運用が困難になった。

現在、国の情報セキュリティに関するガイドラインについて見直しが行われ、物理的破壊についても必須ではなくなると見込まれているため、国の動向も見ながら、できるだけ早期にリースによる調達ができるよう現在、情報システム課と調整を行っているところである。

(尾関児童家庭課長)

(要望)

先日、新しくなった中央児童相談所を視察した際に子どもたちの生活環境が大きく改善されていることが確認できたが、依然として職員の業務改善が追いついていないと思った。

特に児童福祉司が外出先から帰宅し記録を作成するために残業する等、心身ともに過酷な状況にあることから、スマホやタブレットの活用を進めていただきたい。

(入江委員)